

太田市行政センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第52号

太田市行政センター条例の一部を改正する条例

太田市行政センター条例（平成17年太田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 地域の住民自治及び保健福祉を推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するため、太田市行政センター（以下「センター」という。）を設置する。

第3条を削り、第2条の次に次の1条を加える。

（業務）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 太田市役所連絡所設置規則（平成17年太田市規則第5号）に基づく連絡所の所掌事務に関すること（太田市太田行政センター及び太田市藪塚本町行政センターを除く。）。
- (2) 地域の保健福祉の増進に関すること。
- (3) 地域住民の自治の振興に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認められる業務

第4条から第13条までを削り、第14条を第4条とし、第15条

を第5条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。